

令和5年度 部活動に係る活動方針

宮崎県立日向工業高等学校

1 基本方針

部活動は、学校教育の一環として実施するものとし、生徒の個性を伸ばすとともに、自主性や忍耐力を身に付け、集団生活における良好な態度を学ぶなど社会性を育成することを目的とする。

2 活動時間及び休養日について

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスをとれた生活を送ることができるよう配慮する。

(1) 活動時間

- 学期中は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
- 長期休業中は、3時間程度とする。(練習試合や大会等を除く)

(2) 休養日

- 原則として週2日以上(平日1、土日1)、年間108日程度の休養日を設定する。

(3) その他

- 大会等が間近で週2日の休養日が設定できない場合、大会等終了後に追加設定する。
- 定期考査3日前は部活動を禁止する。ただし、近日中に大会等がある場合は「テスト期間部活動活動届」を提出し、学校長の許可を得て1時間程度の活動ができる。
- 県の競技力に関する指定校「ソフトボール部」(競技力強化指定校・競技力向上推進校・拠点校)及び学校独自の強化部等について、大会・合宿・練習試合等で週2日の休養日が取れない場合は、休養日や活動時間を計画的に振り替え、学校長の責任のもと運用の工夫を行う。

3 部活動運営について

- (1) 合理的かつ効果的な活動に努める。
- (2) 事故の未然防止を図る。
- (3) 指導者による体罰・パワハラ・セクハラは絶対に許さない。
- (4) 生徒・保護者・指導者及び学校が協力しながら生徒の育成に努める。
- (5) 部顧問は年間・月間の活動計画書を作成し学校長へ提出し、生徒と保護者へ提示する。
- (6) 部顧問は月間の活動計画書に活動実績を記入し、月毎に学校長に報告する。

4 大会等派遣について

- (1) 教育委員会、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟、高等学校教育研究会が主催、または共同主催の大会等への派遣を認める。
- (2) 県内大会等で優勝または準優勝して出場権を得た上位大会等への派遣を認める。

5 部活動一覧

陸上競技、バスケットボール、卓球、硬式テニス、サッカー、ソフトボール、柔道、弓道、バドミントン、野球、ラグビー、放送、写真、囲碁、機械技術、電気技術、建築技術